

(2) 介護予防サービス

<在宅サービス>

No.	サービス名	サービス概要
1	介護予防訪問入浴介護	感染症などの理由から施設での入浴利用が困難な場合などに、移動入浴車等で自宅を訪問して、入浴の介助を行います。
2	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションや病院の看護師などが自宅を訪問して、介護予防を目的とし、自宅で療養するための世話や診療の補助を行います。
3	介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、生活機能を向上させるために、リハビリテーションを行います。
4	介護予防居宅療養管理指導	通院が難しい人の自宅に、医師・歯科医師・薬剤師・看護師などが訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
5	介護予防通所リハビリテーション	老人保健施設や病院などに日帰り通って、リハビリテーションを受けるほか、個人の目的にあったサービス(「運動機能・栄養状態・口腔機能」の向上)を、選択して受けます。
6	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどに短期間宿泊して、介護予防を目的とした、日常生活の介助や機能訓練を受けます。
7	介護予防短期入所療養介護	老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間宿泊して、介護予防を目的とした、日常生活の介助、看護やリハビリテーションを受けます。
8	介護予防特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホームやケアハウスなどに入所している要支援者が、入浴・排泄・食事などの日常生活の介助や機能訓練などを受けます。
9	介護予防福祉用具貸与	介護予防を目的として、日常生活での自立を助ける、歩行器などの福祉用具を貸し出します。
10	介護予防特定福祉用具販売	入浴や排泄の時に使う、入浴補助用具や腰掛け便座などの福祉用具を購入したときに、その費用の一部を支給します。
11	住宅改修費の支給(予防)	自宅での転倒などを防ぎ、自立した生活を送りやすくするため、手すりの取付けや段差の解消、便器の取替えなど、住宅内の小規模な改修を行ったときに、その費用の一部を支給します。
12	介護予防支援	地域包括支援センター及び指定を受けた居宅介護支援事業所が、生活機能の維持・改善を図るため、要支援者の介護予防サービス計画を作成し、適切にサービスが提供されるよう事業者と連絡調整を行います。

<地域密着型サービス>

No.	サービス名	サービス概要
1	介護予防認知症対応型通所介護	認知症の要支援者がデイサービスセンターやグループホームなどに日帰り通って、入浴・食事の介助や機能訓練などの介護予防を目的としたサービスを受けます。
2	介護予防小規模多機能型居宅介護	家庭的な小規模施設で、日帰り通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり、自宅に訪問してもらったりしながら、日常生活の介助などを受けます。
3	介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	家庭的な環境の中で認知症の症状のある人が少人数で共同生活を送りながら、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。

資料

1 北九州市しあわせ長寿プラン策定の経過

1 「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」の開催

「北九州市しあわせ長寿プラン」の策定にあたり、保健・医療・福祉・介護などの総合的な高齢者施策の推進について幅広く意見を聴くことにより、高齢者の支援と介護の質の向上を図ることを目的として開催しました。

・検討状況

検討内容等	
令和5年7月 3日 大雨のため書面開催	第1回介護予防・活躍推進に関する会議 ・会議の運営について ・計画策定について 他
令和5年7月 6日	第1回認知症支援に関する会議 ・会議の運営について ・計画策定について 他
7月13日	第1回地域包括支援に関する会議 ・会議の運営について ・計画策定について 他
7月21日	第1回介護保険に関する会議 ・会議の運営について ・計画策定について 他
8月10日	第1回調整会議 ・各分野別会議の意見について ・次期計画の基本的な考え方について 他
10月20日	第2回介護保険に関する会議 ・第9期介護保険料について 他
11月 1日	第2回地域包括支援に関する会議 ・次期計画の試案について 他
11月 6日	第2回認知症支援に関する会議 ・次期計画の試案について 他
11月17日	第3回介護保険に関する会議 ・次期計画の試案について 他
11月28日	第2回調整会議 ・各分野別会議の意見について ・次期計画の素案について 他
2月 2日	第4回介護保険に関する会議 第3回調整会議 ・第9期介護保険料について ・市民意見提出手続実施結果の概要と最終案について 他
書面開催	第3回認知症支援に関する会議 第3回介護予防・活躍推進に関する会議 ・市民意見提出手続実施結果の概要と最終案について
3月	第3回地域包括支援に関する会議 ・市民意見提出手続実施結果の概要と最終案について

・構成員名簿

(50音順・敬称略)

	所属・役職名
安藤 文彦	公益社団法人北九州市医師会 副会長
池本 美智子	公益社団法人福岡県栄養士会 北九州支部長
石田 力大	公益社団法人北九州市歯科医師会 理事
伊藤 千里	公益社団法人福岡県介護福祉士会 理事（北九州支部長）
○伊藤 直子	西南女学院大学 教授（副学長）
井上 崇	小倉介護サービス事業者連絡会 居宅サービス部会長
今村 浩司	公益社団法人福岡県社会福祉士会北九州ブロック幹事長 一般社団法人福岡県精神保健福祉士協会 会長
大丸 幸	九州栄養福祉大学 リハビリテーション学部 客員教授
岡 直幸	福岡県弁護士会北九州部会
小野 隆生	公益社団法人北九州市医師会 理事
小畑 由紀子	北九州市食生活改善推進員協議会 会長
甲木 正子	西日本新聞社 執行役員 北九州本社代表
椛島 浩二	福岡県司法書士会北九州支部 成年後見担当委員
菊池 勇太	合同会社ポルト 代表社員
木戸 邦夫	公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会 会長
黒木 みよ子	特定非営利活動法人福岡県高齢者グループホーム協議会 理事
古島 譲	市民構成員（公募）
後藤 明子	公益社団法人福岡県看護協会 8地区支部長
木庭 幸彦	北九州市健康づくり推進員の会 会長
榎木 春菜	市民構成員（公募）
下河邊 勝世	北九州ブロック介護老人保健施設協会 理事
下田 良雄	市民構成員（公募）
白木 裕子	一般社団法人日本ケアマネジメント学会 副理事長
杉本 真奈美	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会 地域福祉部担当部長
田村 香代子	NPO 法人日本健康運動指導士会福岡県支部 理事(事務局長)
坪根 雅子	公益社団法人福岡県介護支援専門員協会 常任理事
中川 裕二	公益社団法人北九州市シルバー人材センター 事務局長
永野 忍	公益社団法人福岡県理学療法士会 総務局長(理事)
中野 昌治	福岡県弁護士会北九州部会 高齢者・障害者委員会
中村 順子	高齢社会をよくする北九州女性の会 理事
中村 貴志	福岡教育大学 教育学部 教授
長森 健	公益社団法人北九州市医師会 専務理事
野村 尚子	NPO法人老いを支える北九州家族の会 専任理事
野村 美代子	認知症・草の根ネットワーク 副代表
◎橋元 隆	九州栄養福祉大学 リハビリテーション学部 教授
原田 嘉和	公益社団法人北九州市医師会 理事
平川 剛	公益社団法人北九州市薬剤師会 副会長
廣滋 恵一	九州栄養福祉大学 リハビリテーション学部 教授
藤永 恭子	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会 地域支援課担当課長
藤野 善久	産業医科大学 産業生態科学研究所 環境疫学 教授
堀田 靖治	北九州商工会議所 総務企画部長
前田 純恵	北九州市民生委員児童委員協議会 理事
宮崎 多佳子	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会 周望学舎事務課長
宮本 香織	公益社団法人福岡県作業療法協会 理事
森野 恵子	北九州市民生委員児童委員協議会 筆頭副会長
山本 ミチ子	一般社団法人北九州市老人クラブ連合会 副会長
油布 剛	福岡県弁護士会北九州部会 副部会長
和田 恵子	公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会 副会長

◎座長、○副座長

〔全48名〕

2 計画策定のための各種調査の実施

(1) 令和4年度北九州市高齢者等実態調査(一般編、介護予防・日常生活圏域ニーズ編)

・調査の目的

北九州市内に在住する高齢者等の保健福祉に関する意識や新たなニーズを把握することで、今後の高齢社施策を推進するうえでの基礎資料とするため、調査を実施しました。

※いずれも、住民基本台帳及び介護保険データベースより、区分ごとに母集団を抽出し、無作為抽出により調査対象を選定。

①一般編

・調査対象者及び回収率など

区分	対象	標本数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者	市内在住(令和4年10月1日現在) 65歳以上、要支援・要介護認定を受けていない方	3,000	1,686	56.2%
住宅高齢者	市内在住(令和4年10月1日現在) 65歳以上、要支援要介護認定を受けている方	3,600	1,230	34.2%
施設入所高齢者	市内の介護保険施設に入所している方(令和4年8月1日現在)	600	270	45.0%
若年者	市内在住(令和4年11月15日現在) 40~64歳の方	3,000	1,102	36.7%

※一般高齢者、在宅高齢者、若年者は郵送配布・郵送回収。

若年者については、インターネットによる回答も活用

施設入所高齢者は施設に依頼し、施設職員が対象者の状況を聞き取りなどにより記入(回答)し、まとめて郵送にて回収。

・調査実施期間 令和4年12月16日～令和5年1月10日

②介護予防・日常生活圏域ニーズ編(北九州市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

・調査対象者及び回収率など

区分	対象	標本数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者	市内在住(令和4年10月1日現在) 65歳以上、要支援・要介護認定を受けていない方	5,000	3,050	61.0%
要支援者	市内在住(令和4年10月1日現在) 65歳以上、要支援認定を受けている方	5,000	3,071	61.4%

※郵送による配布・回収。

・調査実施期間 令和4年12月16日～令和5年1月10日

(2) 介護保険サービス意向調査

・調査の目的

北九州市内で介護サービス事業を運営している法人に対し、今後の事業展開や供給量の見込み等を把握することを目的として、意向調査を実施しました。

・調査対象及び回収率など

対象者対象	標本数	回収数	回収率
介護サービス事業所(法人単位)	849	423	49.8%

※郵送による配布、ファックスによる回収及び北九州市電子申請サービスを通じて Web 上で回答を受付。

・調査実施期間 令和5年6月19日～令和5年7月7日

3 計画素案に対する市民意見の募集

(1) 意見募集期間 令和5年12月20日～令和6年1月19日

(2) PR 方法

- ① 市政だより掲載(令和5年12月15日号)
- ② 北九州市ホームページ、SNS などへの掲載
- ③ 報道機関への情報提供
- ④ 概要版及び素案の配布・閲覧

(3) 提出意見件数 119 件(63 人・団体)

<意見の内訳>

項目	件数
計画全般に関わるもの	24
目標1 目指そう 活力ある100年 ～健康長寿～	16
人や社会とつながりを続け、役割をもって活躍できる機会の創出	(10)
生涯を通じた健康づくり・介護予防	(6)
目標2 人情息づく支えあいのまち ～地域共生社会～	32
人のつながりが幸せや安心を生む 支えあいの地域づくり	(9)
認知症にやさしいまちづくり (北九州市認知症施策推進計画(北九州市オレンジプラン))	(16)
尊厳のある自分らしい暮らしを守る権利擁護支援の推進 (北九州市成年後見利用促進計画)	(3)
介護者(ケアラー)のサポート	(4)
目標3 選べる自由が感じられる多彩なケア～安全・安心・自己決定～	46
不安を安心へ	(8)
介護サービス等の提供体制の充実及び介護保険制度の安定した運営	(32)
安全・安心に暮らし続けられる環境づくり	(6)
その他	1
合 計	119

(4) 意見への反映状況

項目	件数
①計画に掲載済	65
②追加・修正あり	8
③今後の参考とするもの	37
④追加・修正なし	1
⑤その他	8
合 計	119

2 介護保険制度の概要

介護保険制度は、介護が必要になっても、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、介護が必要な人を社会のみんなでささえあう仕組みとして、平成12年(2000)年4月に始まりました。

40歳以上の人が入会して保険料を納め、介護が必要な時は、保険を利用して費用の1割負担(一定以上の所得者は、2割又は3割負担)で介護保険サービスが受けられます。

(1) 運営主体

制度の運営主体(保険者)は市町村です。国は、制度全体の仕組みづくりなどを行い、県は保険者などの適正な事業運営のための助言・指導を行います。

(2) 被保険者

介護保険には40歳以上の人が入会します。

○ 第1号被保険者・・・65歳以上の人

○ 第2号被保険者・・・40歳以上65歳未満の医療保険加入者

(3) 保険料

	第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40歳以上65歳未満)
保険料の設定	・市町村ごとに本人の所得などに応じて設定	・加入している医療保険の算定方法に基づいて設定
保険料の納付方法	・老齢、退職、遺族、障害年金が年額18万円以上の人には年金から天引き ・上記以外の方は市町村へ個別に納付	・医療保険料とあわせて納付

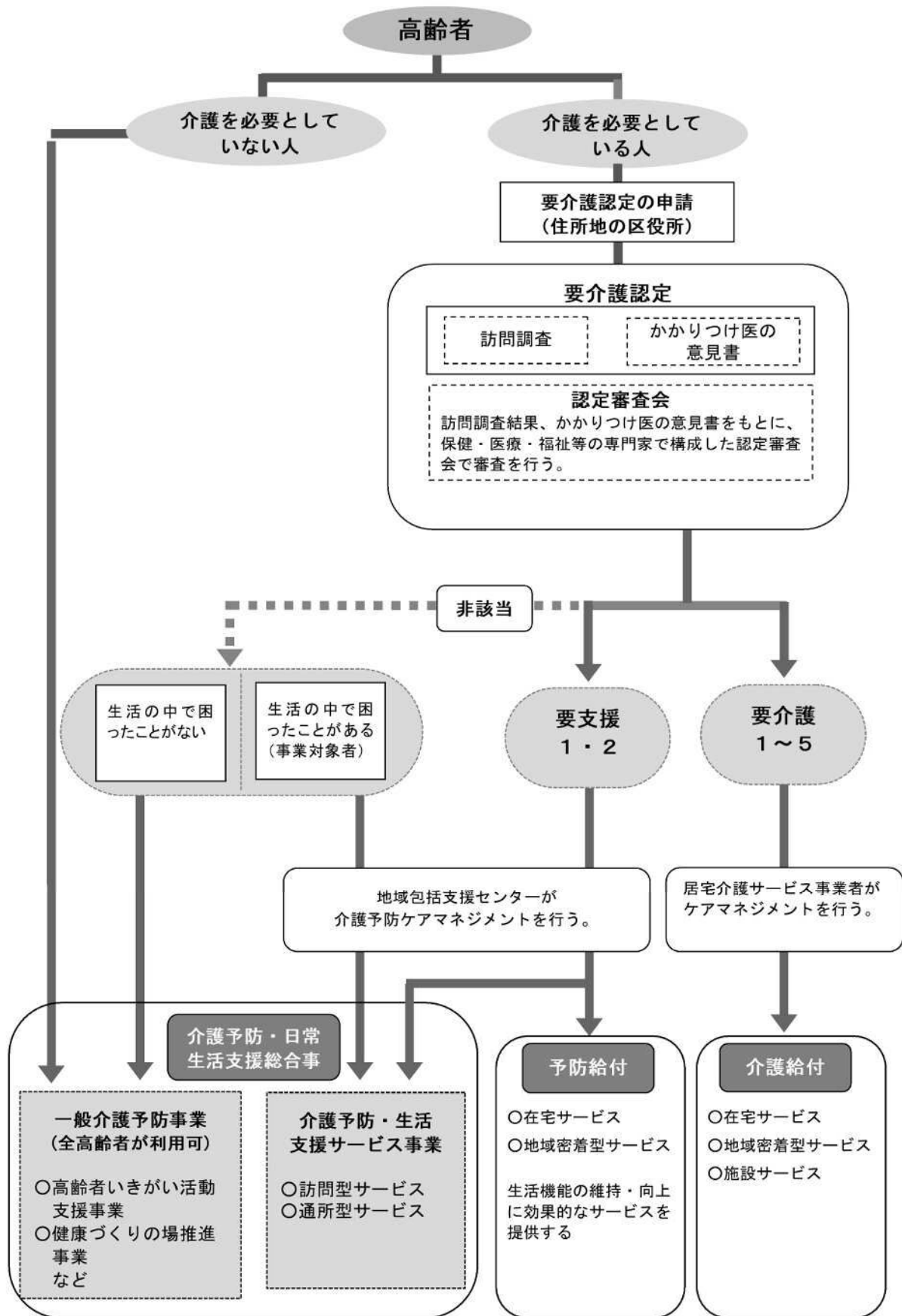
(4) 介護給付、予防給付、介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)を利用できる人

	第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40歳以上65歳未満)
介護給付の対象者	【要介護1～5】 寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする人	
予防給付の対象者	【要支援1・2】 日常生活を営むうえで、支援が必要で、適切にサービスを利用すれば改善する見込みの高い人	
介護予防・日常生活支援総合事業の対象者	介護予防・生活支援サービス事業	要支援1・2の人及び事業対象者
	一般介護予防事業	すべての人
		加齢に伴う特定の病気(16種類※)により、要介護状態になった人
		加齢に伴う特定の病気(16種類※)により、要支援状態になった人
		介護予防支援のための活動に関わる人

※【加齢に伴う16種類の病気】

①がん末期②関節リウマチ③筋萎縮性側索硬化症④後縦靭帯骨化症⑤骨折を伴う骨粗鬆症⑥初老期における認知症⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病⑧青髄小脳変性症⑨青柱管狭窄症⑩早老症⑪多系統萎縮症⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症⑬脳血管疾患⑭閉塞性動脈硬化症⑮慢性閉塞性肺疾患⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(5) サービス利用までの流れ



3 用語解説

本書における主な用語については、次のとおりとします。

	用語	解説
あ 行	I C T	Information and Communication Technology の頭文字を取ったもの。情報通信技術。
	アウトリーチ	手を差しのべること。援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない方に対して、積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。訪問支援。
	アクセス	一般的には、ネットワークを通じて他のコンピューターに接続することを指すが、ここでは、相談者が相談先につながることをいう。
	ウェルビーイング	「Well-being」は「well (よい)」と「being (状態)」からなる言葉。 個人や社会のよい状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される。 (世界保健機構 (WHO) より)
	ウォーカブル	「Walkable」は「walk (歩く)」と「able (できる)」を組み合わせた造語。 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出により、まちの魅力を高め、多様な人を呼び寄せる。(国土交通省より)
	A C P	Advance Care Planning(アドバンス・ケア・プランニング)の頭文字を取ったもの。人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族や医療・ケアチーム等と事前に繰り返し話し合うプロセスのこと。※愛称：人生会議
	N P O	Non Profit Organization の頭文字を取ったもの。様々な社会貢献活動 (事業も含む。)を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
	オンライン	端末がインターネットなどの通信回線に接続されていること。その状態。
か 行	ケアプラン	介護サービス等の提供についての計画。
	ケアプランチェック	個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善することを目的として、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画 (ケアプラン)、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、又は訪問調査を行い、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行うこと。

ケアマネジメント	利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持・継続を阻害する様々な複合的な生活課題に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通して、総合的かつ効率的に 継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム。	
ケアマネジャー	介護支援専門員。要介護者や要支援者の方の相談などに応じるとともに、サービス(訪問介護、通所介護など)を受けられるようにケアプラン(介護サービス等の提供についての計画)の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者。	
KDB	国保データベース。保険者が効果的に保健事業を実施するための健診・医療・介護の情報。	
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。	
口腔ケア	口腔清掃(口腔疾患および気道感染・肺炎に対する予防を目的とする 口腔清掃や口腔保健指導を中心とするもの)。広い意味では、口腔機能訓練(口腔疾患および機能障害に対する予防、治療、リハビリテーションを目的とする 歯科治療から機能訓練までを含む。)も指す。	
コーディネート	各部を調整し、全体をまとめること。	
コーディネーター	いろいろな要素を統合したり調整したりして、とりまとめる役割をもつ人。	
コミュニティ	北九州市自治基本条例では、「自治会等の地縁による団体、市民が共生する地域社会の実現に資すると認められる特定非営利活動法人その他これらに類する団体」と定義。	
さ 行	サロン	地域住民がつくる地域交流の場。
	重層的支援体制整備事業	市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するもの。 (厚生労働省通知「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」より)
	手段的日常生活動作 (IADL)	Instrumental Activities of Daily Living の頭文字を取ったもの。 買い物、食事の支度、洗濯などの家事動作や、電話の使用、外出時の公共交通機関の利用、金銭管理や服薬などの応用的な動作のことを指す。

	身上保護	「身上監護」が被後見人の生活、治療、擁護、介護などに関する法律行為を行うことをいうのに対し、これらの行為の支援を行う際に、より本人の意思を尊重する視点を含んだもの。
	人生会議	ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の愛称。人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族や医療・ケアチーム等と事前に繰り返し話し合うプロセスのこと。
	スキル	技能。訓練によって身につけることができる、技術上の能力。
	ソーシャルキャピタル	「社会関係資本」や「社会的資本」と呼ばれる、物的資本や人的資本などと並ぶ新しい概念。「信頼」「規範」「ネットワーク」の要素で構成される人々の信頼関係や結びつき、社会全体の人間関係の豊かさを表す。
た 行	ダブルケア	子育てと親の介護の時期が重なり、両方を並行して担わなければならない状態。
	地域支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者。
	地域リハビリテーション	障害のある子どもや成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべて。 (日本リハビリテーション病院・施設協会 2016 より)
	超高齢社会	総人口に占める 65 歳以上の人口割合が 21%を超えた状態のこと。高齢化社会は 7%を超えた状態、高齢社会は、14%を超えた状態のこと。
	デジタル技術	すべての情報を数字の上に乗せて処理を行う方式のこと。ここでは、IoT(モノのインターネット)・AI・ロボット等の技術全般のこと。
	特定健診	糖尿病や高脂血症、高血圧症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した健診のこと。40 歳から 74 歳までの方が対象。
	な 行	ニーズ
ノーマライゼーション		高齢者や障害のある人などが、健常者ととともに、同じように暮らしていく社会を目指すこと。
は 行	8050 問題	80 代の高齢の親が引きこもりの状態にある 50 代の子と一緒に暮らし、経済面を含め支援している世帯が抱える様々な問題。
	バリアフリー	高齢者、障害のある人の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。

	BCP	Business Continuity Planの頭文字を取ったもの。事業継続計画。災害時に優先して実施する必要のある非常時優先業務をあらかじめ選定し、必要な対策を実施することにより、市政の早期復旧を図り、住民の生命、生活及び財産を災害から保護することを目的に策定した計画。
	福祉協力員	校(地)区社会福祉協議会のふれあいネットワークで活動する地域のボランティアで、民生委員・児童委員と協力して、支援を必要としている人を訪問し、ニーズの把握や必要な対応・調整を行う。
	フレイル	加齢に伴い筋力や心身機能が低下した「虚弱」な状態のこと。適切な介入により、再び健康な状態に戻れるという可逆性を含む。
	プレフレイル	フレイルの前段階の状態。
ま 行	マスタープラン	基本計画。基本設計。
	マッチング	双方をうまく組み合わせること。
	マネジメント	経営管理。経営や運営について、組織だって管理すること。
	メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態。
	モビリティ・マネジメント	一人一人のモビリティ(移動)が個人的にも社会的にも望ましい方向(すなわち、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向)へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策。
や 行	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
	養護者	高齢者を現に養護する者であって、当該高齢者の日常生活において何らかの世話をする人。
ら 行	ライフスタイル	生活様式。生活習慣。
	リハビリテーション	単なる機能回復訓練ではなく、心身に障害を持つ人々の全人間的復権を理念として、潜在する能力を最大限に高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すもの。
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。仕事と生活の調和。

4 年表 (高齢者関係)

年 (高齢化率 市 ^{※1} /国 ^{※2})	国の動き	北九州市の動き	
		計画策定・組織改定に関すること	介護保険制度に関連すること
昭和63(1988)年		3 「北九州市における高齢化社会対策の基本的なあり方について」答申 12 北九州市ルネッサンス構想 策定	
平成元(1989)年 12.1% / 11.6%	12 高齢者保健福祉推進 10 年戦略(ゴールドプラン) 策定 施設緊急整備と在宅福祉の推進《「寝たきり老人0作成」》	12 北九州市ルネッサンス構想第1次実施計画策定	
平成2(1990)年 12.8% / 12.1%	6 老人福祉法等の一部を改正する法律 制定(平成2年6月29日公布) (老人保健福祉計画の策定等)	4 民生局に高齢化社会対策室 新設 4 「衛生局」を「保健局」に名称変更 8 高齢化社会対策推進連絡会議 設置	
平成3(1991)年 13.3% / 12.6%	9 「寝たきりゼロへの十か条」発表 10 老人保健法等の一部を改正する法律 制定(平成3年10月4日公布) (老人訪問看護制度等)	7 高齢化社会対策総合計画策定委員会 設置	
平成4(1992)年 13.9% / 13.1%	7 福祉人材確保法(社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律)施行(平成4年6月26日公布) ※施行期日に一部別の定めあり	3 「北九州市高齢化社会対策総合計画の基本的方向について」答申	
平成5(1993)年 14.5% / 13.6%	4 「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」告示	3 「北九州市高齢化社会対策総合計画」答申 4 北九州市高齢化社会対策総合計画 策定(計画期間:平成5~17年度)	
		市全体を「小学校区レベル」「区レベル」「市レベル」の三つの層に	
		保険と福祉の総合窓口の設置	

北九州市の動き					年
保健・医療・福祉・地域の連携に関すること	住宅福祉サービスに関すること	認知症・権利擁護に関すること	健康づくり・介護予防に関すること	生きがいづくり・地域活動に関すること	
			4 一般健康診査を変更し、基本健康診査実施	10 全国健康福祉祭(ねんりんピック)に北九州市選手団の派遣開始	昭和63年(1988)
	10 緊急通報システム設置事業開始		3 乳がん検診の開始	4 北九州市地域福祉振興基金(ひまわり基金)の設立 4 (社)シルバー人材センター発足 4 北九州市ボランティアセンター開設	平成元年(1989)
	12 在宅介護支援センター開設(老人保健施設「伴寿苑」)		9 節日健診の開始(対象:40歳の全市民)		平成2年(1990)
	10 訪問看護サービス開始(小倉北区) 11 ホームヘルプサービスの充実(ショートヘルパー週18時間まで派遣可能)		4 脳卒中情報システムを導入し「寝たきり0運動」を開始 10 各区に「1万歩コース」10コース設置 12 在宅寝たきり高齢者訪問歯科診療事業開始		平成3年(1991)
9 保健・医療・福祉連携システム推進事業発足	4 老人保健法による老人訪問看護制度の開始 7 ホームヘルプサービス事業の派遣対象者拡大(初期痴呆者へ) 11 緊急通報ファックスミリ受信装置運用開始(ファックス119)		10 胃がん検診(医療機関)、大腸がん検診(保健所)開始(対象:40歳以上)		平成4年(1992)
4 年長者相談コーナー設置(若松区・八幡東区)					平成5年(1993)
再構築し、地域におけるネットワークづくりを推進					
7~10 区保健・医療・福祉・地域連携推進の設置会の設置 10 全区に年長者相談コーナー設置	7 高齢者住宅等安心確保事業開始				
	10 ホームヘルプサービス拡充 ・介護サービス週2回→3回 ・特別基準の新設(週24時間まで派遣可能) ・派遣日の拡大(日曜日を除き派遣可能)			10 社会福祉ボランティア大学校開設	

年 (高齢化率 市 ^{※1} /国 ^{※2})	国の動き	北九州市の動き	
		計画策定・組織改定に関すること	介護保険制度に 関連すること
平成6(1994)年 15.1% / 14.1%	12 新・高齢者保健福祉推進10か年戦略(新ゴールドプラン)策定	3 高齢化社会対策総合計画第一次実施計画策定 3 (仮称)総合保健リハビリテーションセンターの基本構想策定 4 北九州市ルネッサンス構想第2次実施計画策定 4 福祉事務所と保健所を統合し、各区に保健福祉センターを設置 福祉サービスの調整・提供拠点の設置(区レベルの拠点を整備)	
	在宅介護の充実	10 「民生局」と「保健局」を統合し、「保健福祉局」発足 保健担当局と福祉担当の統合	
平成7(1995)年 15.8% / 14.6%	12 高齢社会対策基本法 施行 (平成7年11月15日公布)	2 市民福祉センター設置開始 (平成17年1月1日、「公民館」と統合し、「市民センター」に名称変更) 小学校区レベルの拠点整備開始	
	基本法前文(抜粋):「高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を		
平成8(1996)年 16.3% / 15.1%	6 介護保険制度案大綱(諮問)6日 6 介護保険制度案大綱(答申)10日 7 高齢社会対策大綱 (平成8年7月5日閣議決定)	10 市内7保健所を集約し、1保健所7保健福祉センター体制へ 対物保健サービス(食中毒・感染症対策、医療監視や環境・食品衛生監視)	
平成9(1997)年 17.0% / 15.7%	12 介護保険法 成立 (平成9年12月17日公布)	4 保健福祉局組織改編 (保健・医療・福祉の連携充実)	
平成10(1998)年 17.7% / 16.2%		4 介護保険準備室 設置	7 介護保険事業計画策定委員会設置

北九州市の動き					年
保健・医療・福祉・地域の連携に関すること	住宅福祉サービスに関連すること	認知症・権利擁護に関連すること	健康づくり・介護予防に関連すること	生きがいづくり・地域活動に関する活動	
	4 ふれあい昼食交流会の本格的な開催				平成6年 (1994)
	10 訪問給食サービスモデル事業開始 10 高齢者等住宅相談事業開始			8 「北九州穴生ドーム」、「年長者研修大学校」「穴生学舎」開設	
	11 新緊急通報システム（あんしんライン119）開始				
					平成7年 (1995)
	7 24時間巡回型ホームヘルプサービスモデル事業開始	8 高齢者あんしん法律相談開始	10 骨粗しょう症検診開始		
総合的に推進していく”					
	4 ホームヘルパー養成研修事業カリキュラム見直し 7 すこやか住宅改造助成事業開始				平成8年 (1996)
等)の集約					
	12 早朝・夜間スポット型ホームヘルプサービスモデル事業開始				
7 「市民福祉センターを中心とした地域づくり事業」開始	4 ホームヘルパー養成研修の見直し(3級課程中止) 10 ふれあいむら社ノホデイサービスセンター開設	6 痴呆性高齢者専用特別養護老人ホーム「豊寿園」開設			平成9年 (1997)
10 保健婦とケースワーカーによる地域支援モデル事業開始(門司区・若松区)	4 ホームヘルパー養成研修の見直し(民間事業者の指定開始)	5 痴呆対策総合検討委員会設置			平成10年 (1998)

年 (高齢化率 市 [○] /国 [△])	国の動き	北九州市の動き	
		計画策定・組織改定に関すること	介護保険制度に 関連すること
平成11(1999)年 18.3% / 16.7%	<p>11 「介護保険法の円滑な実施に向けて」政府発表 (平成 11 年 11 月 5 日)</p> <p>12 「今後 5 か年間の高齢者保健福祉施策の方向 ～ゴールドプラン 21～」策定(平成 11 年 12 月 19 日)</p>	<p>3 北九州市健康プラン 策定</p> <p>10 総合保健福祉センター「アシスト 21」開館</p>	<p>6 北九州市介護認定審査会の定数等を定める 条例 公布</p> <p>7 北九州市介護認定審査会 設置</p> <p>10 準備要介護認定開始</p>
介護サービスの基盤整備と生活支援対策の推進			
平成12(2000)年 19.2% / 17.4%	<p>3 健康づくりのための食生活指針 改定 (「食生活指針」策定)</p> <p>3 21 世紀における国民健康づくり運動(健康日本 21) 策定</p> <p>4 介護保険法 施行 保健事業第四次計画(平成 12 年～16 年度)</p>	<p>2 北九州市ルネッサンス構想第 3 次実施計画 策定</p> <p>3 北九州市高齢化社会対策総合計画第二次実施 計画 策定</p> <p>4 北九州市介護保険条例 施行</p> <p>4 介護保険準備室から介護保険課へ組織改正</p>	<p>3 北九州市版介護サービス 利用標準契約書の販売開始</p> <p>3 福祉人材バンク 設置</p> <p>4 北九州市介護保健苦 情調整委員会及び介 護保険苦情相談委員 会 設置</p>
福祉サービス提供が「措置」から「契約」へと転換			
	<p>4 民法の一部を改正する法律、任意後見契約に 関する法律、民法の一部を改正する法律の施 行に伴う関係法律の整備等に関する法律、後 見登記等に関する法律 施行 (平成 11 年 12 月 8 日公布)</p> <p>11 健康保険法等の一部を改正する法律 制定(平 成 12 年 12 月 6 日公布) (高額療養費見直し、老人一部負担の見直し等)</p>	<p>ケアマネジメントの役割が区役所総合相談コーナーから介護保険事業者の</p> <p>4 「総合相談コーナー」を「保健福祉相談コーナー」 に名称変更</p> <p>介護保険も含めた市民にわかりやすい相談体制の確立</p> <p>10 北九州市介護保険条例の一部改正(介護サー ビスの質の評価)</p>	
			<p>10 北九州市介護サー ビス評価委員会設置・ 開催</p> <p>12 介護サービス評価委 員会による実地評価 の開始</p>
平成13(2001)年 19.6% / 18.0%	<p>10 介護報酬見直しについて社会保障審議会介 護給付費分科会にて審議開始</p> <p>10 介護保険第 1 号被保険者の保険料徴収開始</p> <p>11 医療制度改革大綱 決定 (平成 13 年 11 月 29 日)</p> <p>12 高齢社会対策大綱 (平成 13 年 12 月 28 日閣議決定)</p>		